

【別紙】

段階的な支援体制

本県では、発達障がい等を含め教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制として、「段階的な支援体制」を構築している。「段階的な支援体制」とは、対応が困難な事例ほど専門性のある支援者から支援を得られるシステムであり、次の4段階で構成している。

【第1段階】：校内委員会による支援（図中の①）

管理職、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭等から構成される組織で、対象となる幼児児童生徒の支援策の検討や個別の教育支援計画の作成等を行う。

【第2段階】：地区コーディネーター会議及び高等学校エリア会議による支援（図中の②）

<p><地区コーディネーター会議> 中学校区等の一定の地域ごとに設定する会議で、その地域内の小中学校等のコーディネーターとその地域を担当している特別支援学校のコーディネーター等により構成。</p>
<p><高等学校エリア会議> 県内11地域ごとに設定する会議（※1）で、その地域内の高等学校のコーディネーターとその地域を担当している特別支援学校のコーディネーター等により構成。 ※1 エリアの範囲が第3段階（地域レベル）のため、体制推進については地域連携協議会と連携するものの、学校間の連携・協力による支援という機能面から第2段階とする。</p>

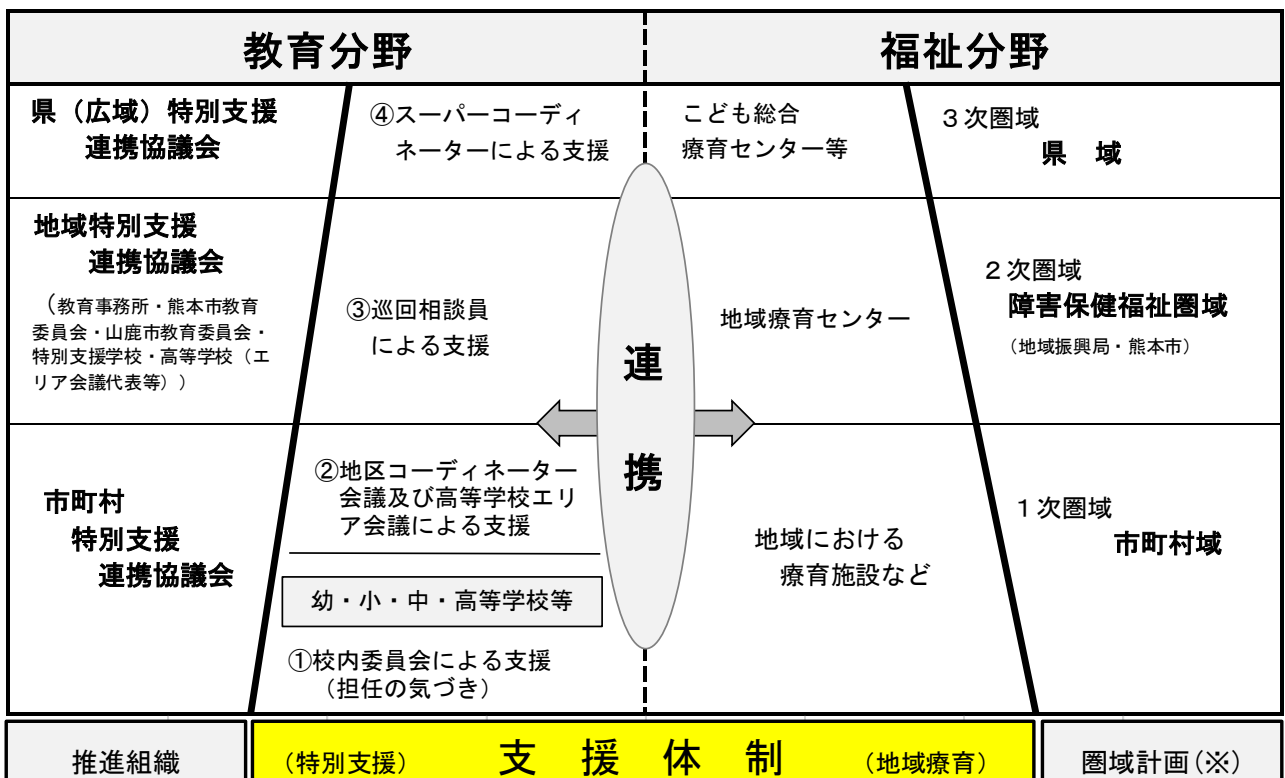
この会議では、その地区のリーダーコーディネーター又は高等学校エリア会議事務局校を中心に、校内委員会での支援でも支援が困難な事例について検討するとともに、各学校の取組について情報交換を行う。

【第3段階】：巡回相談員による支援（図中の③）

地区コーディネーター会議でも支援が困難な事例について、巡回相談員が在籍校に出向いて、担任等への支援を行う。

【第4段階】：スーパーコーディネーターによる支援（図中の④）

巡回相談員による支援でも支援が困難な事例の場合、スーパーコーディネーターが巡回相談員を支援する。



※障害保健福祉圏域計画